

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 新型コロナウイルス感染症の流行に伴うメリット収支率の算定に当たり算入すべき保険給付の額及び

労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金の範囲に関する特例

一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第三項及び第二十条第一項の業務災害に関する保険給付等の額と保険料の額との割合（以下「メリット収支率」という。）の算定に当たり、新型コロナウイルス感染症に関する業務災害について支給された保険給付については、その額に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を算入するものとする。

二 メリット収支率の算定に当たり、新型コロナウイルス感染症に関する業務災害について支給された労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）の規定による特別支給金の額は算入しないものとする。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。